

令和元年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度調査票

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	助成方式	支援内容	対象要件	空き家関連支援制度	備考
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	福島県安心空き家取得促進事業	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akivakansinnj.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akivakansinnj.html</a>	補助金	空き家バンク等に登録される又は登録されている既存戸建住宅の既存状況調査へ補助【補助額】 補助対象経費の1/2以内の額(上限37,500円/戸)	補助対象住宅(登録住宅) 空き家バンク等に登録される又は登録されている既存戸建住宅(住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の1/2以上の併用住宅含む) 補助事業者(次のいずれかに該当) ①所有者 ②購入又は賃借の予定者(個人に限る)	○	
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	福島県空き家再生・子育て支援事業	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akiyakosodate.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akiyakosodate.html</a>	補助金	①ハウスクリーニング等 最大40万円(改修前に必要となる清掃等に限る) ②リフォーム 工事費の1/2(最大150万円) ※一定の延べ面積水準以上の場合は最大190万円	次のいずれかに該当する子育て世帯の方で、空き家バンク等を通して、平成30年4月1日以降に空き家を取得された方 ①県内の賃貸住宅に居住している場合 ②三世代以上で同居している世帯から子育て世帯のみが別居する場合	○	
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/point.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/point.html</a>	補助金	県産木材を使用して住宅の新築、増改築及び購入を行う建築主に対し、県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付 ①一般向け 20万円相当 ②被災者、県外からの移住者、子育て世帯 30万円相当 上記に加え、森林認証材を一定量使用している場合、 ①又は②に10万円相当を加算	次の全ての要件を満たす住宅 ①県内に自ら居住するための木造住宅 ②県内に主たる営業所をもつ施工者により建てられた住宅 ③平成31年4月1日以降に完成した住宅 ④柱・梁・土台等に所定量以上の県産木材を使用している住宅		
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	福島県空き家・ふるさと復興支援事業	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akiyafurusato.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akiyafurusato.html</a>	補助金	①ハウスクリーニング等 最大40万円(改修前に必要となる清掃等に限る) ②リフォーム 工事費の1/2(最大150万円) ※県外から移住する子育て世帯は最大210万円	次の①または②に該当する方で、平成26年4月1日以降に福島県内の空き家を購入または賃貸借契約された方 ①東日本大震災(原子力災害を含む)で被災・避難された方 ②県外から福島県に移住される方(本事業の交付申請日から遡って2年以内に移住された方含む)	○	
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7529)	福島県安全安心耐震促進事業	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/taishinsokusihin.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/taishinsokusihin.html</a>	補助金	既存住宅の耐震診断及び補強計画に対する支援を行う市町村への補助 ・1戸あたり15.4万円(上限)	次の全ての要件を満たす住宅 ①所有者が自ら居住する住宅 ②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅		
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7529)	福島県安心耐震サポート事業	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaishinkai-syu.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaishinkai-syu.html</a>	補助金	耐震改修に対する支援を行う市町村への補助 ①一般改修の場合 耐震改修工事費の1/2(最大100万円) ②段階改修(簡易改修及び部分改修)の場合 耐震改修工事費の1/2(最大60万円)	「福島県安全安心耐震促進事業」等により耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を満たさない住宅		
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	福島県多世代同居・近居推進事業	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/tasedaidoukyokin-kyo.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/tasedaidoukyokin-kyo.html</a>	補助金	【補助額】 住宅取得等に係る経費の1/2 または以下の額の低い額 ①基本額 50万円 ②子ども加算額 10万円 (18歳未満の子、最大4人まで) ③県外移住加算額 20万円	①新たに多世代同居・近居を行うための住宅取得(新築住宅(戸建・集合)又は中古住宅(戸建・集合)の取得) ②多世代同居に必要な現に居住している住宅の増改築又は改修 ③多世代同居・近居を行うために取得した中古住宅の増改築又は改修 ※既に多世代同居・近居をしている場合は対象外		

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	助成方式	支援内容	対象要件	空き家関連支援制度	備考
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	福島県省エネルギー住宅改修補助事業	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuyutaku.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuyutaku.html</a>	補助金	【補助額】 県内既存戸建て住宅の断熱改修に係る経費の1/2又は1/3(上限額80万円～150万円) ※改修内容等により補助率及び上限額が異なる	以下の要件をすべて満たすこと ①自ら居住するために行う住宅の断熱改修に係る工事契約を平成31年4月1日以降に締結すること ②補助金の交付申請を工事完了予定日の属する年度の工事完了前に行うこと ③原則として、工事を補助金の交付申請年度の末日までに完了すること ④県税の滞納がなく、国・地方公共団体による本事業と同様の補助金を受けていないこと		
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-5764)	福島県住宅復興資金(二重ローン)利子補給事業	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/porta/ps-nizyuloan.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/porta/ps-nizyuloan.html</a>	補助金	被災者が二重ローン債務を負った場合、既存住宅ローンの5年間分の利子相当額を一括補助(最大140万円)	以下の要件をすべて満たす方 ①東日本大震災で住宅が被災し、半壊以上の罹災証明書の発行を受けた方 ②震災発生時点で被災住宅に500万円以上の住宅ローン残高がある方 ③県内に自ら居住するための住宅を建設・購入・補修するため震災以降500万円以上を借り入れた方		
福島県	企画調整部 避難地域復興局 生活拠点課 (024-521-8034)	被災者生活再建支援制度	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/porta/seikatsusaisaishienhou.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/porta/seikatsusaisaishienhou.html</a>	その他	東日本大震災(地震・津波)により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ①基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給) :最大100万円 ②加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給) :最大200万円 ※①と②を合わせて最大300万円支給。 ※上記金額は被災当時複数世帯の場合であり、単身世帯の支援金額は複数世帯の3/4となる。	地震又は津波により、震災当時居住していた住宅が ①全壊した世帯 ②半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 ③長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯) ※被災状況については、被災元市町村が発行する罹災証明書による。		支援法人((公財)都道府県センター)が支援金の支給に要する費用の全額を弁済している。なお、資本は都道府県が拠出した基金である。
福島県	生活環境部 水・大気環境課 (024-521-7258)	高度処理浄化槽整備促進事業		補助金	猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域における窒素りん除去型浄化槽の整備促進を図るため、同浄化槽の設置に要する費用の一部を補助する。	猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域の実施要綱で定める地域において窒素りん除去型浄化槽の整備を行う方		補助金は、整備実績に応じて、会津若松市、郡山市、猪苗代町に対して交付する。
福島県	生活環境部 一般廃棄物課 (024-521-7249)	福島県浄化槽整備事業	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/www-ippanhaiki27.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/www-ippanhaiki27.html</a>	補助金	①浄化槽設置費補助 交付要綱で定める基準額と対象経費実支出額を比較し、少ない方の額に3分の1を乗じた額 ②撤去費補助 交付要綱で定める基準額と対象経費実支出額を比較し、少ない方の額	単独処理浄化槽・汲みとり便槽・東日本大震災で被災した浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う者に対して、市町村がその設置に要する費用を助成する場合、その助成費用の一部を補助する。		
福島県	保健福祉部 こども未来局 児童家庭課 (024-521-7176)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(住宅資金)	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/bosi-fushi-kafu.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/bosi-fushi-kafu.html</a>	融資	建設・購入・補修・保全・改築・増築 限度額150万円(特別:災害等により全壊した場合等200万円) 連帯保証人を付した場合は無利子	母子・父子・寡婦世帯		貸付金全体の予算額
福島県	保健福祉部 こども未来局 青少年政策課 (024-521-7198)	結婚新生活応援事業		補助金	県は、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う経済的負担を軽減する事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 1世帯当たりの交付上限額:30万円以内(県から市町村への交付上限額:15万円以内)	新規に婚姻した世帯(夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。)に対して市長村の支給する経費であって、下記に係るもの 1.婚姻に伴う新規の住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 2.婚姻に伴う引越費用に係る支援(引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。)		

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	助成方式	支援内容	対象要件	空き家関連 支援制度	備考
福島県	商工労働部 雇用労政課 (024-521-7289)	勤労者支援融資制度	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/2016kinroushavyus-hiseido.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/2016kinroushavyus-hiseido.html</a>	融資	災害復旧(住宅再建等)にかかる臨時応急的に必要な資金の融資を行う。 融資限度100万円 利率1.25%(保証料不要)	県内に居住または、県内企業に勤務する労働者 ※その他、東北労働金庫、保証機関の定める基準を満たす方		